

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務

業務委託契約書（案）

令和8年5月

鶴岡市下水道部下水道課

業務委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
2. 履 行 場 所 鶴岡市内
3. 業務準備期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで
4. 業務履行期間 令和9年4月1日 から 令和19年3月31日 まで
5. 業務委託料 ¥ \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_ 円)  
(業務委託料の内訳は、「別紙1 業務委託料の内訳」に示すとおりとする。)
6. 契約保証金 ¥ \_\_\_\_\_ 円

上記の委託業務について、鶴岡市（以下「発注者」という。）及び●●（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項によって公正な業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約締結を証するため、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年●月●日

発注者 鶴岡市のぞみ町2番10号  
鶴岡市  
鶴岡市長 佐藤 聡

受注者

## 目 次

第1章 総則	3
（目的）	3
（用語の定義）	3
（総則）	4
（契約の構成及び適用関係）	4
（契約の保証）	4
（権利義務の譲渡等の禁止）	5
（再委託及び下請負）	5
（下請負人の通知）	6
（下請負人の健康保険等加入義務等）	6
（著作権の利用等）	6
（著作権の侵害防止）	7
（特許権等の使用）	7
（調査職員）	7
（統括管理者等）	7
（業務関係者に関する措置請求）	8
第2章 業務の実施	9
（業務の範囲）	9
（業務準備期間及び業務履行期間）	9
（業務準備）	9
（業務計画）	9
（許認可の取得等）	10
（発注者による申請等）	10
（本業務の実施）	10
（改築等の必要性に関する報告）	10
（業務の中止）	10
（発注者による監視、立入検査）	11
（改善措置請求）	11
（業務の報告等）	11
（検査及び引渡し等）	11
（業務指標）	12
（履行確認・評価）	12
（引継事項）	12
（業務完了後の措置）	12
第3章 業務委託料の支払	13
（業務委託料）	13
（総価契約単価合意方式）	13

(業務内容の変更) .....	13
(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更) .....	14
(国庫補助金制度の変更) .....	14
(業務委託料の支払) .....	14
(債務負担行為に係る契約の特則) .....	14
(前金払) .....	14
(前払金の使用等) .....	15
(債務負担に係る前金払の特則) .....	15
第4章 その他受注者の義務 .....	16
(契約不適合責任) .....	16
(地域住民対応) .....	16
第5章 損害賠償 .....	17
(責任範囲) .....	17
(損害賠償) .....	17
(法令等の変更) .....	17
(不可抗力) .....	18
第6章 プロフィットシェア .....	19
(受注者の改善提案) .....	19
(受注者の改善提案における本契約の変更等) .....	19
(受注者の改善提案における本契約の変更等に伴う措置) .....	19
第7章 契約終了 .....	20
(期間満了による終了) .....	20
(発注者による契約解除) .....	20
(談合等による契約解除) .....	21
(違約金) .....	21
(損害賠償の予定) .....	22
(受注者による契約解除) .....	22
第8章 その他 .....	23
(表明及び保証) .....	23
(発注者による業務内容の変更) .....	23
(受注者による業務内容の変更) .....	24
(契約の変更) .....	24
(通知) .....	24
(秘密保持) .....	24
(個人情報の取扱いの遵守) .....	25
(契約締結費用の負担) .....	25
(費用の負担) .....	25
(準拠法及び管轄裁判所) .....	25
(誠実協議) .....	25

- 別紙1 業務委託料の内訳
- 別紙2 総価契約単価合意方式の運用方法
- 別紙3 要求水準を満足しない場合の対応
- 別紙4 支払限度額
- 別紙5 個人情報取扱特記事項
- 別紙6 単価合意書（単価個別合意方式の場合）
- 別紙7 単価合意書（単価包括合意方式の場合）

## 第1章 総則

### （目的）

- 第1条 本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要となる事項を定めるとともに、発注者と受注者の責務を明確化することで、その責務の履行を確実にすることを目的とする。
- 2 本業務は、下水道管路施設等の維持管理に係る各種業務を一括して複数年契約で包括的に委託することにより、下水道管路施設等の機能維持、予防保全型維持管理の効率化及び緊急対応等を実施し、市民サービスレベルの向上を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

- (1) 「本業務」とは、鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務をいう。
- (2) 「下水道管路施設等」とは、発注者が保有する公共下水道管路施設、集落排水管路施設及び一般廃棄物最終処分場排水管路施設をいう。
- (3) 「実施要領等」とは、本業務の実施に際し、発注者が令和8年5月22日に公表した書類一式（実施要領、要求水準書、提案評価基準書、様式集、その他発注者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書）をいう。
- (4) 「要求水準書」とは、本業務の実施に際し、発注者が令和8年5月22日に公表した要求水準書をいう。
- (5) 「企画提案書」とは、本業務の実施要領等に基づき、受注者が発注者に提出する本業務の実施に当たっての企画提案に係る書類一式（企画提案書提出書、審査シート、参考見積書、業務提案書及びこれらの書類に関する電子データ）をいう。
- (6) 「業務履行開始日」とは、令和9年4月1日をいう。
- (7) 「業務履行期間満了日」とは、令和19年3月31日（本契約に基づき変更された場合には当該日とする。）をいう。
- (8) 「業務移行期間」とは、業務履行期間満了日の3カ月前の応当日から業務履行期間満了日までの期間をいう。
- (9) 「業務計画書」とは、要求水準書に定める全体業務計画書、年間業務計画書及び月間業務計画書の総称をいう。

- (10) 「成果物」とは、要求水準書 別紙1に基づいて受注者が提出すべき報告書及び完成図書の総称をいう。
- (11) 「工事目的物」とは、要求水準書に基づいて受注者が実施する工事により完成させ、発注者に引き渡すべき工作物及び設備機器一式をいう。
- (12) 「業務事務所」とは、本業務を実施する事務所として、受注者が指定した場所をいう。
- (13) 「業務場所」とは、実施要領等に定められた本業務を行う場所をいう。
- (14) 「業務対象施設」とは、業務場所における管渠(汚水本管及び排水管)、マンホール、取付管、公共汚水マス及びマンホールポンプ並びに、本契約締結後、本業務の対象として追加された施設をいう。
- (15) 「改善措置請求」とは、第26条第2項に基づく請求をいう。
- (16) 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由をいう。
- (17) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

#### (総則)

第3条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、実施要領等及び企画提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

- 2 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

#### (契約の構成及び適用関係)

第4条 本契約は、実施要領等及び企画提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合は、本契約書、実施要領等、企画提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、企画提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて企画提案書が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の各書類間で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

#### (契約の保証)

第5条 受注者は、本契約の締結と同時に、以下の各号のいずれかに記載する保証を付さなければな

らない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下、「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上の額としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1の額に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

5 鶴岡市下水道事業の契約に関する規程（平成30年鶴岡市上下水道事業管理規程第2号）第2条において準用する鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第3条第3項の規定により契約保証金を免除する場合は、前各項の規定は適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託及び下請負）

第7条 受注者は、統括管理業務及びストックマネジメント計画策定業務について、再委託を行ってはならない。

2 受注者は、事前に発注者の書面による承諾を得て、第1項に掲げる業務を除く本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受注者は再委託届を発注者へ提出し、承諾を得るものとする。

3 受注者は、前項に基づき本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、当該第三者による本業務の遂行につき一切の責任を負担する。この場合において、当該第三者の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 発注者は、本業務の実施にあたり、著しく不適当であると認められる再委託先又は下請負先について、交代を命じることがある。この場合、受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者が本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、下請負人の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く。以下、「社会保険等未加入業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ業務の実施が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の利用等)

第10条 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。

3 受注者は、発注者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 業務対象施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 発注者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権の侵害防止)

第11条 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている資材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその資材、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

第13条 発注者は、調査職員を置いたときは、その職及び氏名を調査職員指定（変更）通知書により受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有するものとする。

(1) 成果物又は工事目的物を完成させるための受注者に対する本業務に関する指示

(2) 本契約に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 本契約の履行に関する受注者との協議

(4) 本業務の進捗の確認、その他本契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させる場合はそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任した場合は当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 本契約に定める書面の提出は、実施要領等に定めた場合を除いて、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(統括管理者等)

第14条 受注者は、実施要領等に定める要件を満たす本業務の統括管理者、副統括管理者、管理技術者、照査技術者及び主任（監理）技術者（以下、「統括管理者等」という。）を配置し、統括管理者等の各指定通知書により、速やかに発注者に通知しなければならない。なお、統括管理者等を変更する場合も同様とする。

- 2 発注者は、本業務に係るすべての行為を統括管理者に対して行うものとし、発注者が統括管理者に対して行った本業務に係るすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本業務に係るすべての行為について統括管理者を通じて行わなければならない。
- 3 統括管理者は、委託期間の変更、業務委託料の変更、請求及び受領、第15条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括管理者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第15条 発注者は、統括管理者等が本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
- 2 統括管理者等以外で、受注者が業務を施行するために使用している従事者、第7条により受注者が本業務の一部を再委託した再受注者等についても、前項を準用する。
  - 3 受注者は、前2項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
  - 4 受注者は、調査職員又は発注者の職員が著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。
  - 5 発注者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

## 第2章 業務の実施

### (業務の範囲)

第16条 本業務の範囲は、以下の各号に定める業務とし、各業務の詳細については実施要領等で定めるものとする。

- (1) 統括管理業務
- (2) スtockマネジメント計画策定業務
- (3) 管路施設維持管理業務
- (4) 管路施設緊急対応業務
- (5) マンホールポンプ維持管理業務
- (6) マンホールポンプ緊急対応業務
- (7) 不明水調査業務
- (8) 管路施設維持修繕業務
- (9) マンホールポンプ整備業務
- (10) 管路施設維持工事
- (11) マンホール蓋改良工事

### (業務準備期間及び業務履行期間)

第17条 業務準備期間は、契約締結日から業務履行開始日の前日までとする。

2 業務履行期間は、業務履行開始日の0時00分から業務履行期間満了日の24時00分までとする。

### (業務準備)

第18条 受注者は、発注者又は発注者の指定する者から業務準備期間に本業務の引継ぎを受け、業務履行開始日までにこれを完了しなければならない。

2 受注者は、業務履行開始日から確実に本業務が実施できるよう、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合において、受注者は、業務履行開始日の前日までに、発注者に準備を終えたことを報告するとともに、発注者による確認、承諾を受けなければならない。

3 発注者は、前項の準備について必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

4 前3項に要した費用は、各自の負担とし、互いに求償しないものとする。

### (業務計画)

第19条 受注者は、企画提案書の内容を踏まえ、業務計画書を作成して発注者に提出し、確認を受けるものとする。

2 発注者は、提出された業務計画書について、遅滞なく確認しなければならない。

3 受注者は、発注者の確認を受けた業務計画書に基づき本業務を実施するものとする。

4 受注者が提出した業務計画書の変更を希望する場合、受注者は変更希望日の10日前までに変更理由及び変更内容を発注者に書面で提出し、確認を受けるものとする。

- 5 発注者が業務計画書に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めることができる。その結果、発注者が業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、受注者に改善（業務計画の変更を含む。）を指示することができ、受注者は速やかにこれに従わなければならない。

（許認可の取得等）

第20条 受注者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務について、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

- 2 前項のほか、受注者は本業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し維持しなければならない。

（発注者による申請等）

第21条 本業務の実施にあたり、発注者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、受注者は、書類の作成及び手続等について、本業務にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるよう協力する。

（本業務の実施）

第22条 受注者は、本契約の定めるところに従い、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ効果的に本業務を実施しなければならない。

（改築等の必要性に関する報告）

第23条 本業務の実施にあたり、業務対象施設の改築（業務対象施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うことをいい、以下本条において「改築」という。）のおそれが生じた場合、受注者は、発注者に対し、改築が必要である業務対象施設の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

- 2 前項の改築の必要性が、受注者の責めに帰すべき事由により生じた場合（受注者が報告を遅滞したことにより増加費用が生じた場合を含むが、これに限られない。）、受注者は、当該原因に起因して生じた損害又は追加費用を自ら負担するものとし、自らの費用で改築を行う。
- 3 改築の必要性が前項に該当しない事由（施設の経年劣化等）により生じた場合であって、そのことを受注者が立証した場合、発注者は、自己の費用及び責任において必要な範囲で改築を実施するものとする。
- 4 第1項の改築の必要性が多額の費用又は期間を要するものである場合、発注者と受注者は本契約の継続を含めた対応について協議するものとする。

（業務の中止）

第24条 発注者は、必要があると認められる場合、受注者に対し、本業務について中止の内容及び理由を通知したうえで、本業務の全部または一部を中止させることができる。

- 2 前項の中止により発生する追加費用又は損害の負担については、以下に定めるとおりとする。
- （1）発注者の帰責又は指示による場合は、発注者が負担する。

(2) 法令等の変更又は不可抗力による場合は、第47条及び第48条に従う。

(3) 前2号以外の場合は、受注者が負担する。

(発注者による監視、立入検査)

第25条 発注者は、随時、自ら、又は本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本業務の実施について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

2 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査又は受注者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受注者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(改善措置請求)

第26条 第25条に規定する検査等の結果、本契約に従った本業務が実施されていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示したうえで、受注者に対して業務改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、業務改善計画書の提出を命じられてから5日以内に業務改善計画書を作成し、発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた業務改善計画書に従い本業務を行わなければならない。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が業務改善計画書を提出しない場合（業務改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は、業務改善計画書どおりに本業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。

(業務の報告等)

第27条 受注者は、業務履行期間中、要求水準書に定める提出書類を作成し、発注者に提出するものとする。

2 前項に基づく提出書類の様式について、実施要領等に定めのないものは発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

3 発注者は、第1項に基づき提出された書類の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

(検査及び引渡し等)

第28条 受注者は、業務の一部又は全部を完了したときは、要求水準書に示す書類等を発注者に提出し、発注者の検査等を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による書類等の提出を受けたときは、書類等を受けた日から10日以内に受注者の立会のうえ、書類等についての検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、工事目的物の検査において、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、書類等について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、再検査について準用する。
- 6 発注者は、受注者に検査の結果を通知した後、受注者が要求水準書に示す書類等により成果物又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに成果物又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 7 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物又は工事目的物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

#### (業務指標)

第29条 受注者は発注者に対して業務期間を通じ、業務計画書及び要求水準書に定める内容の実施に加え、要求水準書に定める業務指標の目標値が設定されているものについては達成を目標とし、また目標値を新たに設定するものについては検討するものとする。

#### (履行確認・評価)

第30条 発注者は、随時、発注者の費用で、業務計画書で定められた各業務の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や、要求水準書 別紙7に記載した業務指標に対し、モニタリング実施計画書に基づき評価を行うものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

- 2 発注者は、前項の履行確認・評価を行うために、通常の営業時間内において、業務対象施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

#### (引継事項)

第31条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、業務引継を行わなければならない。

- 2 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

#### (業務完了後の措置)

第32条 受注者は、業務完了時において、使用を承諾された貸与品及び施設等について、自らの負担で発注者が指定する期日までに原形に回復して、発注者に返還しなければならない。

- 2 受注者は、後任受注者が業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。
- 3 受注者は、業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。これにより受注者が作業を実施する場合、その作業に係る経費は、原則受注者の負担とする。

### 第3章 業務委託料の支払

(業務委託料)

第33条 本業務の業務委託料の総額は、頭書第5項のとおりとする。

(総価契約単価合意方式)

第34条 本業務の業務委託料のうち次の各業務については、「総価契約単価合意方式の実施について」(平成28年3月14日国地契第79号、国官技第382号、国北予第33号)及びその実施要領(本事業に係る入札手続開始までの改正を含む。)における総価契約単価合意方式に基づき決定するものとする。

- (1) 管路施設維持管理業務
- (2) 管路施設緊急対応業務
- (3) マンホールポンプ維持管理業務
- (4) マンホールポンプ緊急対応業務
- (5) 不明水調査業務
- (6) マンホール蓋改良工事

2 発注者及び受注者は、受注者の提出した参考見積内訳書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、発注者がこれを定め、受注者に通知するものとする。

3 総価契約単価合意方式の運用の詳細は、「別紙2 総価契約単価合意方式の運用方法」に定めるところによる。

(業務内容の変更)

第35条 受注者は、本業務について、本契約に定められた本業務の業務内容の変更が必要となった場合又は必要になるおそれが明らかになった場合、直ちに発注者に報告する。

2 発注者又は受注者が法令等の変更又は不可抗力により業務内容を遵守できないことを理由として業務内容の変更を請求した場合、発注者及び受注者は、協議により新しい業務内容を定めるものとする。

3 前項の協議が、協議開始日から14日以内に整わない場合、発注者は、新しい業務内容を合理的に定めて受注者に通知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。協議開始日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。

4 前項の規定により業務内容が変更される場合、発注者は、受注者と協議の上、変更後の業務内容の業務開始予定日及び履行期間満了日を変更することができる。

5 第2項の変更により発生する追加費用又は損害の費用については、以下のとおりとする。

- (1) 発注者の帰責又は指示による場合は、発注者が負担する
- (2) 法令等の変更又は不可抗力による場合は、第46条及び第47条に従う
- (3) 前2号以外の場合は、受注者が負担する

(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)

第36条 発注者又は受注者は、本業務の履行期間内で本契約締結の日から12カ月経過した後に、日本国内における著しい賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料の金額が不適当となったと認められた時は、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。ただし、その時点で既に発注者が受注者に対して支払済みの業務委託料については、変更しない。

2 前項による請求は、同項の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、前項中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく業務委託料変更の基準とした日」と読み替える。

3 予期することのできない特別の事情により、本業務の履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となった時は、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

4 第1項又は前項の場合において、業務委託料の変更額については発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

5 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第3項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(国庫補助金制度の変更)

第37条 本業務に関する国庫補助金制度が変更される場合においては、発注者と受注者は対応について協議するものとする。

2 前項の協議が、協議開始日から30日以内に整わない場合、発注者は、必要となる本契約の変更を合理的に定めて受注者に通知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。協議開始日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。

(業務委託料の支払)

第38条 発注者は、要求水準書 別紙8に定めるところに従い、業務委託料を支払うものとする。

2 受注者が企画提案書、業務計画書及び要求水準書 別紙7に示す業務指標の目標値を達成できなかった場合、発注者は受注者に対して「別紙3 要求水準を満足しない場合の対応」に基づき、契約金額の減額措置等を行うものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(いずれも消費税及び地方消費税を除く。)

(以下「支払限度額」という。)は、「別紙4 支払限度額」のとおりとする。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(前金払)

第40条 受注者は、本業務のうち管路施設維持工事及びマンホール蓋改良工事については、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度

末)を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の当該業務の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することができない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。次項の規定による請求があったときも、また同様とする。

#### (前払金の使用等)

第41条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### (債務負担に係る前金払の特則)

第42条 各会計年度における前金払の支払限度額は、「別紙4 支払限度額」のとおりとする。

- 2 この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は予算の執行が可能となる時期以前に、前払金の支払を請求することができない。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における前金払の支払限度額を変更することができる。

## 第4章 その他受注者の義務

### (契約不適合責任)

第43条 発注者は、引き渡された成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて目的物の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、発注者の損害が受注者の責めに帰すべき事由により生じたものではないことにつき、受注者が立証した場合はこの限りではない。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、成果物又は工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを認識していた場合、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物又は工事目的物の契約不適合が実施要領等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

### (地域住民対応)

第44条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に起因する環境対策及び広報等を含む。）を行わなければならない。

2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。

3 受注者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要なとなった費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

4 受注者は、本業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。

5 受注者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

6 受注者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。なお、再委託先及び使用人等についても、同様とする。

7 再委託先及び使用人等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うものとする。

8 本業務の実施にあたり、地域住民等との間に紛争が生じた場合、受注者がそれを解決しなければならない。

## 第5章 損害賠償

### (責任範囲)

第45条 受注者及び発注者の責任範囲については、要求水準書 別紙5に従うものとする。

### (損害賠償)

第46条 発注者及び受注者は、本契約のいずれかの条項に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの受注者の発注者に対する賠償義務については、他の受注者も連帯して負うものとし、発注者は受注者の全部に対して発注者が被った損害の金額について賠償請求できるものとする。

### (法令等の変更)

第47条 受注者は、本契約締結日以降の法令等の変更（税制の変更を含む。）により本業務の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は受注者に対し、法令等の変更による本業務への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、発注者は法令等の変更により履行困難となった受注者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、受注者及び発注者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 発注者が受注者から第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び実施要領等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から60日以内に本契約又は実施要領等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務を継続する。
- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は、以下のとおりとする。
  - (1) 本業務に直接関係する法令等の変更（税制の変更については消費税及び地方消費税の変更に限る。）の場合には、発注者の負担とする。
  - (2) 前号以外の法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。ただし、前号以外の法令等の変更により、本契約の継続が困難となる場合は、別途協議するものとする。
- 5 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受注者は本業務の残りの部分について履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項規定は、本業務の全履行を目的とする受注者の協力及び努力義務を免除するものではない。
- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第53条の規定を準用する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、本業務に係る国庫補助金制度が変更された場合は、第37条の規定に従うものとする。

(不可抗力)

第48条 不可抗力により、本業務が著しく困難となった場合又は業務対象施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受注者の負担とする。

2 前項に規定する業務対象施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

3 業務対象施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、業務対象施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

## 第6章 プロフィットシェア

(受注者の改善提案)

第49条 受注者は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の受注者が提案できる範囲は、業務委託料の低減を伴うものとする。

(受注者の改善提案における本契約の変更等)

第50条 発注者は、前条による受注者の改善提案により、必要と認める場合は、受注者に対して本契約の変更の検討を指示することができるものとし、受注者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて本契約を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。

3 変更後の本契約は、発注者が受注者に通知し、受注者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

(受注者の改善提案における本契約の変更等に伴う措置)

第51条 前条第2項により本契約を変更したときは、当該変更により、受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて業務委託料を減額するものとする。

2 前項において、発注者の負担する額又は受注者の業務委託料の減額については、双方協議して定めるものとする。

3 前項により、業務委託料の減額を行った場合においても、受注者の改善提案を行った受注者の責任が回避されるものではない。

## 第7章 契約終了

(期間満了による終了)

第52条 期間満了により終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

- (1) 受注者は、新たに鶴岡市下水道管路施設等維持管理包括的維持管理業を行う者に対し、下水道管路施設等に著しい施設機能の劣化や損傷がない状態で本業務を引き継ぎ、また引継事項その他必要な図書を引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、業務実施期間満了時において、発注者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。

(発注者による契約解除)

第53条 受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 第14条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (3) 第58条に基づく表明及び保証が虚偽又は不正確なものであった場合。
- (4) 前各号のほか受注者が本契約に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- (5) 小切手又は手形の不渡があった場合。
- (6) 受注者が第57条の規定によらないで本契約の解除を申し出た場合。
- (7) 本契約に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- (8) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約若しくは工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約にあたり、その契約の相手方がアからエまでに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 受注者がアからエまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

キ 上記アからカに該当する場合の他、鶴岡市暴力団排除等条例（平成24年鶴岡市条例第6号）に違反すると認められるとき。

ク 本契約に基づく本業務の履行が困難であると合理的に認められるとき。

- 2 前項各号に掲げる事由の発生により、発注者により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、違約金を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は6ヶ月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。
- 4 第52条の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、発注者が施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、業務対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷があると発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。
- 5 前項による請求がなされた場合、第26条の規定を準用するものとする。

（談合等による契約解除）

第54条 発注者は、受注者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1）受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- （2）受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- （3）前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- （4）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号により規定する刑が確定したとき。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（違約金）

第55条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。

- （1）第53条第1項及び第54条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償の予定)

第56条 受注者は、第54条第1項各号のいずれかに該当するときは、本業務の終了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者による契約解除)

第57条 受注者は、発注者が各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者が、業務委託料の支払いを1ヶ月以上遅延した場合

(2) 受注者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合

(3) 第58条第2項の表明・保証に違反した場合

2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

3 第53条第4項及び第5項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

4 第1項に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

## 第8章 その他

### (表明及び保証)

第58条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第53条第1項第2号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関(国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。)において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
- (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前項に規定された事項に変更が生じた場合、発注者又は受注者は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

### (発注者による業務内容の変更)

第59条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日(本条において「変更日」という。)の3ヶ月前までに変更案(業務委託料部分を含まない。本条において「変更案」という。)を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り(応募の際に添付した参考見積内訳書と同様の内容を含むものとする。)を提出するものとする。

3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するかどうかを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4 発注者が見積りを承諾しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合(なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。)、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第52条及び第53条第2項を準用する。

5 発注者は、公益上やむをえない事由がある場合、第1項の期間を短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後、可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(受注者による業務内容の変更)

第60条 受注者は、本業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（業務委託料部分を含む。本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議のうえ変更できるものとする。

(契約の変更)

第61条 第59条から第60条に定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(通知)

第62条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(秘密保持)

第63条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令及び条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令及び条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。

(7) 本契約が第53条又は第54条のいずれかにより解除された場合において、解除後に業務対象施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報の取扱いの遵守)

第64条 受注者は、本契約の履行に際し、個人情報の取扱いについては、「別紙5 個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約締結費用の負担)

第65条 本契約締結に関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(費用の負担)

第66条 業務準備期間中における本業務の履行開始のために必要な準備費用は、本契約書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

2 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本契約書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第67条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第68条 本契約に定めのない事項について、必要が生じた場合又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

## 別紙1 業務委託料の内訳

本業務の業務委託料の内訳は、以下のとおりである。

支払限度額	金	円
(内訳)		
ア	統括管理業務	金 円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金 円
ウ	管路施設維持管理業務	金 円
エ	管路施設緊急対応業務	金 円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金 円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金 円
キ	不明水調査業務	金 円
ク	管路施設維持修繕業務	金 円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金 円
コ	管路施設維持工事	金 円
サ	マンホール蓋改良工事	金 円

## 別紙2 総価契約単価合意方式の運用方法

総価契約単価合意方式の運用は、以下のとおりとする。

### (1) 契約締結前

発注者は、本業務のうち総価契約単価合意方式の対象業務について、土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表等に準拠し、業務委託料（以下、「官積算金額」という。）を算出し、本業務における総価を公表する。

### (2) 契約交渉及び契約締結

ア 受注者は、契約締結後、実施要領等に基づいて、レベル2までの工事費内訳書（以下「本工事費内訳書α」という。）を作成し、発注者に提出する。この場合において、本工事費内訳書αの合計額は、契約の業務委託料と一致させるものとする。

イ 発注者と受注者は、直接工事費のレベル2の工種、経費（共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費）の各々について、「別紙6 単価合意書」の別添様式に基づき官積算金額に対する本工事費内訳書αの金額の比率（以下、「合意比率」という。）を合意する。

ウ 発注者と受注者は、前項の合意後、本業務の契約を締結する。

### (3) 業務履行中

ア 受注者は、実施要領等に基づいて、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表に準拠し、レベル4までの工事費内訳書（以下「本工事費内訳書β」という。）を作成し、発注者に提出する。本工事費内訳書βの直接工事費のレベル2の工種、経費（共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費）の各々について、合意比率を乗じて金額を算出する。

イ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）及び細別（レベル4）が追加された場合は、官積算の単価に変更前の当該工種（レベル2）の合意比率を乗じて積算するものとする。

ウ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算の単価にて積算するものとする。

エ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、アからウにより算出した対象額を積算基準書の率式に代入して求めた値に合意比率を乗じて算出するものとする。なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

オ アからエにより業務委託料を算出した結果を元に、当該時点の最新版の単価を反映して翌年度の単価を合意する。

カ なお、アからエにより業務委託料を算出した結果、業務委託料の総額に変更の必要が生じた場合は、発注者及び受注者の協議により、これを変更することができる

## 別紙3 要求水準を満足しない場合の対応

要求水準を満足しない場合の対応については、以下のとおりとする。

### 1. 業務指標の目標値未達の場合

発注者は、履行確認・評価において受注者の要求水準書 別紙7に示す業務指標の目標値未達が判明した場合、以下のような手続きをとる。

#### 第1段階：未達の確認、報告

- ・ 発注者は、モニタリング結果において、業務指標の目標値が達成できないことが判明した場合、直ちに受注者に報告する。

#### 第2段階：改善期間、業務改善計画書の提出

- ・ 受注者は、原因究明を行い、業務指標の目標値を達成するための改善措置を行う。
- ・ 業務指標の目標値未達を確認した場合、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により業務指標の目標値の達成ができない場合を除き、発注者は受注者に対して業務改善計画書の提出を命じる。
- ・ 受注者は、発注者より業務改善計画書の提出を命じられてから5日以内に、改善期間及び改善方法等を記載した業務改善計画書を作成し発注者に提出すること。
- ・ 原因究明、業務改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。

#### 第3段階：業務委託料の減額

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により業務指標の目標値を達成できない場合を除き、統括管理業務に係る業務委託料を減額する。
- ・ 減額する業務委託料の金額は次式により算定し、業務委託料の最終清算時に業務委託料を減額する。

減額する業務委託料＝統括管理業務の業務委託料×（未達となった業務指標の数×5％）

#### 第4段階：契約解除、違約金

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により業務指標の目標値を達成できない場合を除き、合理的な理由なく業務改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は業務改善計画書が期限内に提出されない場合や業務改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第55条第1項に基づき、定められた違約金を支払う。

## 2. 業務実施状況が企画提案書等に沿って履行されていない場合

発注者は、履行確認・評価において受注者の業務履行状況が企画提案書等に沿って履行されていないことが確認された場合、以下のような手続きをとる。

### 第1段階：未達の確認、報告

- ・ 発注者は、モニタリング結果において、業務履行状況が企画提案書等に沿って履行されていないことが確認された場合、直ちに受注者に報告する。

### 第2段階：改善期間、業務改善計画書の提出

- ・ 受注者は、原因究明を行い、業務指標の目標値を達成するための改善措置を行う。
- ・ 業務指標の目標値未達を確認した場合、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により業務指標の目標値の達成ができない場合を除き、発注者は受注者に対して業務改善計画書の提出を命じる。
- ・ 受注者は、発注者より業務改善計画書の提出を命じられてから5日以内に、改善期間及び改善方法等を記載した業務改善計画書を作成し発注者に提出すること。
- ・ 原因究明、業務改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。

### 第3段階：工事成績採点の減点及び業務委託料の減額

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により業務指標の目標値を達成できない場合を除き、以下のとおり工事成績評定を減点及び業務委託料を減額する。

#### ▶ 工事成績評定

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

$\alpha$  : 当初の評価点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じた評価点 ( $\beta < \alpha$ ) (点)

算出された点数については、小数点以下第3位を四捨五入して小数第2位までとする。

#### ▶ 契約金額

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

$C'$  : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

$\alpha$  : 当初の評価点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じた技術点 ( $\beta < \alpha$ ) (点)

$C$  : 当初 (変更がある場合には変更後) の契約金額 (円)

### 第4段階：契約解除、違約金

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により業務指標の目標値を達成できない場合を除き、合理的な理由なく業務改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は業務改善計画書が期限内に提出されない場合や業務改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第55条第1項に基づき、定められた違約金を支払う。

3. 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由は、以下を想定する。

(1) 発注者が実施した工事等により対象施設に不具合が生じた場合

(2) 地震や豪雨等の災害や、大規模停電等による電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより対象施設の機能回復が困難な場合

(3) その他、受注者の責めに帰すことができない外的要因による場合

別紙4 支払限度額

第1条 第39条の規定による各会計年度における業務委託料の支払限度額（いずれも消費税及び地方消費税を除く。）は、以下のとおりとする。

(1) 令和9年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 統括管理業務	金	円
イ スtockマネジメント計画策定業務	金	円
ウ 管路施設維持管理業務	金	円
エ 管路施設緊急対応業務	金	円
オ マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ 不明水調査業務	金	円
ク 管路施設維持修繕業務	金	円
ケ マンホールポンプ整備業務	金	円
コ 管路施設維持工事	金	円
サ マンホール蓋改良工事	金	円

(2) 令和10年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 統括管理業務	金	円
イ スtockマネジメント計画策定業務	金	円
ウ 管路施設維持管理業務	金	円
エ 管路施設緊急対応業務	金	円
オ マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ 不明水調査業務	金	円
ク 管路施設維持修繕業務	金	円
ケ マンホールポンプ整備業務	金	円
コ 管路施設維持工事	金	円
サ マンホール蓋改良工事	金	円

(3) 令和11年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(4) 令和12年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(5) 令和13年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(6) 令和14年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(7) 令和15年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(8) 令和16年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(9) 令和17年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

(10) 令和18年度の業務委託料の支払限度額

業務委託料の支払限度額 金 円

(内訳)

ア	統括管理業務	金	円
イ	ストックマネジメント計画策定業務	金	円
ウ	管路施設維持管理業務	金	円
エ	管路施設緊急対応業務	金	円
オ	マンホールポンプ維持管理業務	金	円
カ	マンホールポンプ緊急対応業務	金	円
キ	不明水調査業務	金	円
ク	管路施設維持修繕業務	金	円
ケ	マンホールポンプ整備業務	金	円
コ	管路施設維持工事	金	円
サ	マンホール蓋改良工事	金	円

第2条 第40条の規定による各会計年度における前金払の支払限度額（いずれも消費税及び地方消費税を除く。）は、第39条の規定による各会計年度の支払限度額の10分の4以内とし、以下のとおりとする。

(1) 令和9年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 管路施設維持工事	金	円以内 (令和9年度支払限度額40%)
イ マンホール蓋改良工事	金	円以内 (令和9年度支払限度額40%)

(2) 令和10年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 管路施設維持工事	金	円以内 (令和10年度支払限度額40%)
イ マンホール蓋改良工事	金	円以内 (令和10年度支払限度額40%)

(3) 令和11年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 管路施設維持工事	金	円以内 (令和11年度支払限度額40%)
イ マンホール蓋改良工事	金	円以内 (令和11年度支払限度額40%)

(4) 令和12年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額	金	円
(内訳)		
ア 管路施設維持工事	金	円以内 (令和12年度支払限度額40%)
イ マンホール蓋改良工事	金	円以内 (令和12年度支払限度額40%)

(5) 令和13年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額 金 円

(内訳)

ア 管路施設維持工事 金 円以内  
(令和13年度支払限度額40%)

イ マンホール蓋改良工事 金 円以内  
(令和13年度支払限度額40%)

(6) 令和14年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額 金 円

(内訳)

ア 管路施設維持工事 金 円以内  
(令和14年度支払限度額40%)

イ マンホール蓋改良工事 金 円以内  
(令和14年度支払限度額40%)

(7) 令和15年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額 金 円

(内訳)

ア 管路施設維持工事 金 円以内  
(令和15年度支払限度額40%)

イ マンホール蓋改良工事 金 円以内  
(令和15年度支払限度額40%)

(8) 令和16年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額 金 円

(内訳)

ア 管路施設維持工事 金 円以内  
(令和16年度支払限度額40%)

イ マンホール蓋改良工事 金 円以内  
(令和16年度支払限度額40%)

(9) 令和17年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額 金 円

(内訳)

ア 管路施設維持工事 金 円以内  
(令和17年度支払限度額40%)

イ マンホール蓋改良工事 金 円以内  
(令和17年度支払限度額40%)

(10) 令和18年度の前金払の支払限度額

前金払の支払限度額 金 円

(内訳)

ア 管路施設維持工事 金 円以内  
(令和18年度支払限度額40%)

イ マンホール蓋改良工事 金 円以内  
(令和18年度支払限度額40%)

## 別紙5 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第3 受注者は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失、き損等の防止など必要な措置を講じ、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (業務従事者の監督等)

第7 受注者は、この契約による業務に従事している者を監督し、当該従業者に対して在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するなど、個人情報の保護に必要な教育をするものとする。

### (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による業務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、

又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について随時調査し、又は受注者から報告を求めることができる。

(事故発生時における報告等)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示するところにより必要な対策を講じるとともに、生じた損害の賠償をしなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者が本個人情報取扱特記事項に違反していることを確認した場合は、本契約を解除し当該違反行為に係る損害を賠償させることができる。

別紙6 単価合意書（単価個別合意方式の場合）

単 価 合 意 書

令和8年〇月〇日に契約した鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務における契約の変更  
更に用いる単価又は金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別添  
の単価表のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書〇通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その  
1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 鶴岡市のぞみ町2番10号  
鶴岡市  
鶴岡市長 佐藤 聡

受注者 (共同企業体名)  
(代表企業)  
(商号又は名称)  
(所在地)  
(代表者氏名)

印

別紙7 単価合意書（単価包括合意方式の場合）

単 価 合 意 書

令和8年〇月〇日に契約した鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務における契約の変更に関する単価又は金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、下記のとおり合意する。

記

契約変更等において用いる単価等は、別紙の工事数量総括表に記載の項目については、本契約の予定価格に対する請負代金額の比率を乗じたものを変更時の価格の基礎とする。

なお、別紙に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、変更時の価格を基礎とする。

以上、単価合意の証として本書〇通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 鶴岡市のぞみ町2番10号  
鶴岡市  
鶴岡市長 佐藤 聡

受注者 (共同企業体名)  
(代表企業)  
(商号又は名称)  
(所在地)  
(代表者氏名)

印